

公の施設における令和5年4月1日からの指定管理に係る**指定管理者候補者**の選定について

稚内市が有する公の施設のうち以下の3施設における令和5年4月1日からの指定管理について、以下の団体を指定管理者候補者に選定しました。
 いずれの施設も令和4年10月11日から11月10日の間に募集、稚内市指定管理者選定委員会にて候補者を選定したもので、**市議会12月定例会での議決を経たのち、指定管理者の指定を行います。**

《対象施設と候補者選定理由》

○公募により候補者を選定した施設

施設名	応募 団体数	選 定 結 果		指定期間	選 定 理 由
		1位 指定管理者候補者に選定	2位 不選定		
稚内総合文化センター	1	旭川4条通9丁目 左1号 東京美装北海道株式会社旭川支店 支店長 佐々木 茂隆	-	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	○応募が1団体のみであるとともに、現在まで当該施設の管理運営を行ってきた実績があり、同施設の業務内容を熟知していることから、安定した事業・管理運営を実施できる団体であると認められる。 ○事業計画及び収支計画が、適切な申請内容となっている。
稚内市みどりスポーツパーク	1	稚内市緑3丁目14番1号 一般社団法人 みどりスポーツクラブわかかない 理事長 木村 亘	-	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	○応募が1団体のみであるとともに、施設の特性を踏まえた維持管理や運営の提案となっており、適正な管理運営を実施できる団体であると認められる。 ○地域と連携した取組や施設稼働率向上への取組、体験型観光プログラム等、多様な取組による成果が期待できる。
稚内市温水プール水夢館	2	稚内市富士見4丁目 一般財団法人 稚内市スポーツ協会 会長 岡谷 繁勝	深川市4条7番9号 株式会社スコーレ 代表取締役社長 高橋 道広	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで (5年間)	○前指定管理者の取組を尊重しながら、地域と連携した取組や新しい事業提案も評価できるものであり、適正な管理運営を実施できる団体であると認められる。 ○他施設やスポーツ関係団体との連携により、発展的な活動が期待できる。